

## 沖縄市公立保育所 保育のしおり及び重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、沖縄市保育所（以下「当保育所」という）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

### <沖縄市保育所>

事業所：沖縄市 代表氏名：沖縄市長 桑江 朝千夫

施設名	所在地	電話番号	開設年月日	受入年齢	定員
越来保育所	越来 1-11-9	938-3450	昭和 49 年 11 月 1 日	0~5 歳児	110 名
山内保育所	山内 1-8-1	933-5361	昭和 40 年 1 月 26 日	0~5 歳児	80 名
胡屋あけぼの保育所	胡屋 5-16-1	933-3957	昭和 47 年 8 月 1 日	0~5 歳児	60 名
知花保育所	知花 6-34-19	938-0446	昭和 47 年 8 月 1 日	0~5 歳児	90 名
泡瀬保育所	泡瀬 6-27-1	938-2451	昭和 50 年 10 月 1 日	0~5 歳児	90 名

### 1. 事業の目的及び運営の方針

#### <保育理念>

一人ひとりの子どもの個性を大切に、園児が明日を期待できる保育所、保護者や地域からも信頼される保育所を目指していく

#### <保育方針>

心身ともに健康で思いやりのある子を育てる

#### <保育目標>

- (1) 健康で明るい子
- (2) 工夫し創造する子
- (3) 思いやりのある子

### 2. 提供する保育内容

当保育所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に基づき、以下に挙げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育に係る行事等

<保育所における一日の流れ>

時間	子どもの生活	時間	子どもの生活
7:30	開所 ☆順次登所 ☆朝の挨拶・視診・連絡帳、持ち物の始末 ☆自主活動（自由遊び） ☆1～2歳児 おやつ	13:00	☆お昼寝
10:00	☆集会・クラス活動 ☆0歳児クラスより順次食事の準備	15:00	☆起床 ☆お昼寝の片付け ☆おやつの準備 ☆おやつ
11:00	☆食事 ☆片付け・顔拭き・歯磨き ☆自主活動 ☆昼寝の準備・排泄（紙芝居・絵本の読聞かせ）	16:00	☆片付け、顔拭き ☆降所準備 ☆順次降所 ☆室内外で活動 ☆保護者への連絡など
		18:30	☆延長保育
		19:00	閉所

3. 職員体制

<職員数>

	越来保育所	山内保育所	胡屋あけぼの保育所	知花保育所	泡瀬保育所
所 長	1	1	1	1	1
主 任	1	1	1	1	1
保育士	14	9	9	10	10
調理師	2	2	2	2	2

※1 栄養士・看護師が配置されている保育所があります。

※2 職員数は、変動する場合があります。

※3 ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

<職務の内容>

所 長：職員及び業務の管理を一元的に行い、園務を司る

主 任：地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

保育士：保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う

栄養士：子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、栄養管理、調理業務及び食育を行う

調理師：献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う

看護師：子どもの健康管理及び保育所全搬の衛生管理を行う

4. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- <開所日> 月～土曜日  
 標準時間(11時間) 7:30～18:30  
 保育短時間(8時間) ①8:30～16:30 ②9:00～17:00
- <延長保育時間> 標準時間 18:30～19:00  
 保育短時間 ①7:30～8:30 16:30～19:00  
 ②7:30～9:00 17:00～19:00
- <休園日> 日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)  
 年末年始(12月29日から1月3日)、慰霊の日(6月23日)

5. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- (1) 保育料：支給認定を受けた市町村が定める保育料を市町村へ支払います。  
 (2) 主食費及び副食費（合わせて「給食費」とします）

	主食費 (ごはん等)	副食費 (おかず・おやつ 等)	合計額 (給食費)
3～5歳児	500円	4,500円	5,000円
0～2歳児	保育料に含まれます。 (給食費としての徴収はありません。)		

- ※1 給食費の免除について  
 「年収360万円未満相当の世帯の子ども」と「第3子以降の子ども」については、給食費が免除されます。第3子以降の子どもの算定基準は、保育料の多子減免と同じ基準となります。
- ※2 アレルギー対応食を提供する場合であっても、徴収額については、上記表の金額とします。
- ※3 納入方法は(毎月15日までに)口座引き落としになります。

問合せ先

沖縄市役所 こどものまち推進部 保育・幼稚園課 入所係  
 電話098-939-1212(内線 3135・3136)

(3) 実費徴収について

次にあげる費用は保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

① 延長保育利用料

保育標準時間	18:30～19:00 児童一人当たり 150円
保育短時間	利用時間外30分ごとに児童一人当たり 50円

※短時間保育の場合も18:30以降の利用は、150円となります。

② その他(各保育所で徴収します)

- ・保護者会費 3,000円(年間)
- ・連絡ノート 200～720円程度
- ・フッ化物洗口代 300円程度(4～5歳児対象 希望者のみ)
- ・アルバム代 1,800円程度
- ・帽子代 750円程度(購入者のみ)

## 6. 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
越来保育所	6	12	12	26	27	27	110
山内保育所	3	6	6	22	22	21	80
胡屋あけぼの保育所	3	10	12	17	18		60
知花保育所	3	6	6	25	25	25	90
泡瀬保育所	3	6	6	25	25	25	90

※各保育所の状況によっては、実際の受入れ人数と異なる場合があります。

## 7. 事業利用の開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### <利用の開始について>

- (1) 保育所に入所するときは、沖縄市との利用調整を行わなければならない。
- (2) 本重要事項説明書の内容を確認し、同意を得ること。

### <利用の終了について>

次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了します。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に基づく事由に該当せず、市が利用を取消したとき
- (2) 保護者からの利用取消しの申し出があったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 8. 緊急時における対応方法

- (1) 利用乳幼児に体調の急変が生じた場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事故発生時においても、速やかに保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。なお、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。保険加入については、別途ご案内いたします。

## 9. 非常災害対策(避難訓練の実施や台風時の対応)

保育所では、年間避難訓練計画を作成し、毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施いたします。また、台風時における保育所の開園と臨時休園について、「暴風警報の発令と解除」と「営業バス運行の開始と停止」を基準に保育の実施と臨時休園を判断します。台風時の対応として次のとおりとします。

<台風が近づいているとき>

	保育の実施
午前 7 時 30 分までに 暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合	臨時休園となります
保育中に 暴風警報が発令され、かつ営業バスが運行停止の場合	園児のお迎えをお願いいたします

<台風が離れていくとき>

暴風警報の解除とバスの運行開始のいずれか早い時刻を基準とします

暴風警報の解除または バスの運行再開時刻	保育実施の有無	給食対応
午前 6 時 30 分前	通常通り、実施	あり(一部献立の変更あり)
午前 6 時 30 分以後～ 午前 9 時前	暴風警報の解除時刻、またはバ ス運行開始時刻から、おおむね 1 時間後より受け入れ実施	有りますが、軽食程度です
午前 9 時以後～ 午後 2 時前		なし。お弁当を持参、もし くは家で昼食を済ませて 登所をお願いします
午後 2 時以降	臨時休園となります	なし

※1 災害時には、保育所が指定している避難場所に移動することがあります。

※2 避難場所に移動した際、園児の引き渡しは、緊急時引き渡しカードに記載された方に限ります。

※3 その他、災害などの発生により、平常保育ができない場合は、臨時措置を取ることもあります。

10. 虐待防止対策

職員に対して虐待防止研修を定期的実施します。

保育所は、子ども虐待の早期発見や防止に率先して取り組むことが求められています。

虐待が疑われた場合には関係機関への通告義務があることを、あらかじめご了承ください。

11. 要望・相談・苦情等の受付

要望・相談・苦情受付担当者	各保育所所長
解決責任者	保育・幼稚園課課長 沖縄市仲宗根町 1 丁目 26 番 沖縄市 保育・幼稚園課 電話：098-939-1212(代表)

※上記のほか、園内にご意見箱を設置しています

## 1 2. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡、その他保育運営に必要な範囲の目的のために利用する。
- (2) 個人情報は、第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理する。
- (3) 園児及び保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する。
  - ① 幼稚園、小学校への接続が図れるよう、卒園にあたり、入園先との間で情報を共有すること。
  - ② 他の保育園等へ転園する場合や、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
  - ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に関する以下の情報を収集又は提供を行う。
  - ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約の加入手続き等のため、園児の世帯状況（生活保護法による保護受給状況等）の情報収集を行うこと。
  - ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約の加入手続き及び請求手続きで必要な情報を提供すること。

## 1 3. その他

### (1) 給食について

- ① 完全給食です。
- ② 管理栄養士による献立表を毎月配布します。
- ③ アレルギー対応…医師の生活管理指導表を提出してもらい除去食等を実施します。

☆乳幼児期は、一生の基礎をつくる大切な時期です。「食べる・寝る・遊ぶ」の3つがうまくかみ合って、子どもは健康に育ちます。偏食なく食べることは、心と体の基礎をつくります。

### (2) 送迎について

- ① 送迎は、保護者の方が責任を持って行ってください。保護者以外の方がお迎えの場合は、事前の連絡をお願いします。確認がとれない場合は、園児の引き渡しはできません。（※未成年者のお迎えは不可）
- ② 登所・降所の際は、必ず保育士に声掛けをお願いします。

### (3) 生活習慣について

- ① 朝食はきちんととらせてから登所しましょう。
- ② 子ども自身が持つ、伸びようとする力を大切に育むため、家庭でも子どもにできることは、させましょう。
- ③ 物や道具などを大切にしましょう。

#### (4) 服装・用品・持ち物について

- ① すべての持ち物及び身につけているものには、はっきりと名前を記入してください。
- ② 登所する靴で活動しますので、動きやすい、履きなれた運動靴で登所させてください。
- ③ 顔拭きタオル2枚(食後、おやつ後に使用する)、汚れ物入れのビニール袋は毎日忘れずに持たせてください。
- ④ 子どもが一人で着脱できるもの、汚れてもよいものを着せてください。
- ⑤ おもちゃ、お金、食べ物等は、園に持たせないでください。
- ⑥ お昼寝用寝具として、夏場はバスタオル・タオルケットを、冬場はカバーを付けた毛布を用意持たせてください。

#### (5) 病気について

- ① 子どもの体調が悪くなった場合は速やかに医師の診察を受けてください。
- ② 感染症にかかったら、他の園児への感染を防ぐため、休ませてください。
- ③ 持病や保育上で注意しなければならないことがありましたら、必ず入所時にお知らせください。(熱性けいれん・ひきつけ・喘息・脱臼・アレルギーなど)
- ④ 保育所で発熱・その他の急病になった場合は、保護者に迎えに来ていただきます。
- ⑤ 登所前に体の調子が悪い場合、または調子が悪いと感じた場合は、その旨を保育士に伝えてください。
- ⑥ 乳幼児は特に体調・病状が変化しやすいので、保護者は連絡場所を明らかにしておいてください。
- ⑦ 症状により登園許可書が必要な場合があります。
- ⑧ 薬は1回分に分け、与薬票をご記入の上、必ず保育士に手渡ししてください。
- ⑨ 予防接種後は、副反応の出る場合もあり(注意が必要なため30分は医療機関で様子を診てもらおう)対応可能な方は自宅で休ませるようお願いいたします。登所する場合は、主治医から注意事項を聞いて保育所へ伝えてください。また、急な体調の変化に対応できるように連絡がとれる状態にしておくようお願いいたします。

#### (6) 保育所への連絡

- ① 病気、その他で休むとき
- ② 家庭状況が変わったとき(住所・勤務先・電話番号・家族構成など)
- ③ 転居・病気・その他の理由で途中退所を希望するとき
- ④ 感染症にかかったとき  
(流行性結膜炎・水痘・風疹・麻疹・手足口病・耳下腺炎・インフルエンザ・プール熱・新型コロナウイルス感染症・その他の感染症)

(ご理解とご協力をお願いします)

沖縄市公立保育所は、「子どもの最善の利益」を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するように努めます。福祉の積極的な増進のためには、保育所と保護者様の間に信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団のなかで子どもを預かる保育所保育と、家庭での保育の違いをご理解ください。

- 1 保育所は、子ども同士が関わり合いながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき、けんかなどが起こることもあります。保育士は、細心の注意を払い子ども達が安全に過ごせるよう保育しておりますが、子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを防ぐことができない場合もあります。
- 2 子どもは日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子ども達に望ましくない影響が起こりうることはお控えください。  
例：医療等の理由がない場合、特別扱いはできません。  
(食事、生活習慣、感染症発症時の登所等)
- 3 保育所の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず保育所のルール、安全のルールに従ってください。
- 4 他の子ども達や家族、保育所職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報を許可なく使用するのは禁止です。
- 5 子どもを預ける上で重要な情報は、保育士が尋ねなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。子どもの健康を守る上で大切なことです。  
(例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ケガ等)
- 6 子どもの成長・発達に関するできごと、私どもが気付いた点は、小さなことであってもお伝えします。ご家庭との環境と異なる保育所の集団生活の中での気づきは、子どもの育ちと将来に深く関わることもあります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることが子どもの将来の良い結果につながります。

※ その他、日常の保育所生活でお気づきのことがありましたら、遠慮なくお話しください。



## 意見書

保育所施設長殿

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印又はサイン \_\_\_\_\_

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないとみとめられていること
咽頭結膜炎 （プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	—	医師により感染のおそれがないとみとめられていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の意見書及び保護者の登園届<保護者用>  
登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。

## 意見書 (保護者記入)

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「」と診断され、

年 月 日 医療機関名「」において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者氏名

印又はサイン

### ※保護者の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

### ○保護者が記入した意見書が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳 <small>せき</small> が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍 <small>こうくうない ほう かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐 <small>おうと</small> 、下剤等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを検出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍 <small>すいほう かいよう</small> の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 <small>ほう</small>	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ ※	症状が有る期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)

※インフルエンザに関しては別紙の記入用紙があります。

## 重要事項説明についての同意書

当保育所における保育の提供を開始するにあたり、「沖縄市公立保育所 保育のしおり及び重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 沖縄市 保育所  
説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて沖縄市 \_\_\_\_\_ 保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童との続柄 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

### 写真や作品等の掲示に関わる同意書

施設内または施設外において保育所活動によるお子さんの写真や作品等の掲示について

・同意する                      ・同意しない

保護者氏名 \_\_\_\_\_